

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ
(第46回 犯収法対応#3)

平成27年11月12日(木) 午前10時00分
日本証券業協会 第1会議室

議 案

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の改訂について
2. その他

以 上

犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q&A の改正案

案	現行	備考
第 2 回目 目標（ここから）		
<p>32 実質的支配者の書類による確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q 法人顧客との取引が法第 4 条第 2 項の規定に該当することとなった場合の実質的支配者について、書類により確認する必要があるか。</p> </div> <p>A 法第 4 条第 2 項の規定に該当することとなった場合は、<u>実質的支配者について、施行規則第 14 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に定める書類及び顧客の代表者等からの実質的支配者の本人特定事項に関して申告を受けることが必要となる。</u></p> <p>(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項第 4 号、第 2 項、施行規則第 14 条第 3 項</p>	<p>32 実質的支配者の書類による確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q 法人顧客との取引が法第 4 条第 2 項の規定に該当することとなった場合の実質的支配者の有無は、書類により確認する必要があるか。</p> </div> <p>A 法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する実質的支配者の確認は顧客からの申告により確認することとされているが、<u>法第 4 条第 2 項の規定に該当することとなった場合は、実質的支配者の有無及びある場合はその内容について、施行規則第 13 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に定める書類及び実質的支配者の本人確認書類（写しを含む。）による確認が必要となる。</u></p> <p>(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 13 条第 3 項</p>	<p>【改訂要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施的支配者の確認方法について、法第 4 条第 2 項の規定に該当する場合においても、本人確認書類による確認ではなく、顧客の申告による確認となったことに伴う内容変更。
(削除)	<p>33 書類の閲覧による確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法に関し、<u>実質的支配者の有無や本人特定事項を有価証券報告書や登記簿等を閲覧することにより確認することも認められるか。</u></p> </div> <p>A 施行規則第 13 条第 3 項の「<u>実質的支配者の本人確認書類又はその写しを確認する方法</u>」とは、金融商品取引業者等において、<u>有価証券報告書や登記簿等を閲覧する方法も含まれると解されるので、実質的支配者の有無や本人特定事項について、有価証券報告書や登記簿等を閲覧することにより確認することも認められるものと考えられる。</u></p> <p>(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 14 条第 3 項</p>	<p>【改訂要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 4 条第 2 項の規定に該当する場合において、実質的支配者の本人確認書類又はその写しを確認する方法は削除されたことから、32 に統合し、当該項目は削除。
34 更新された同種の本人確認書類による確認		

案	現行	備考
<p>35 法定書類以外のものによる確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して、実質的支配者を確認する場合、海外における実質的支配者の確認方法として、現地で信頼のおける調査・格付会社から入手した情報により確認することは認められるか。</p> </div> <p>A 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際し、実質的支配者を確認するために用いる資料については、発行主体は限定されていない。したがって、一定程度の信用性が担保された書類であれば、当該書類により実質的支配者を確認することも認められると考えられる。</p> <p>なお、この場合であっても、実質的支配者の本人特定事項については、<u>顧客の代表者等からの実質的支配者の本人特定事項に関して申告を受けることとなることに留意が必要である。</u></p> <p>(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行規則第14条第3項、<u>パプコメ No. 96 (平成 23 年)</u></p>	<p>35 法定書類以外のものによる確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して、実質的支配者の<u>有無</u>を確認する場合、海外における実質的支配者の確認方法として、現地で信頼のおける調査・格付会社から入手した情報により確認することは認められるか。</p> </div> <p>A 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際し、実質的支配者の<u>有無</u>を確認するために用いる資料については、発行主体は限定されていない。したがって、一定程度の信用性が担保された書類であれば、当該書類により実質的支配者の有無を確認することも認められると考えられる。</p> <p>なお、この場合であっても、実質的支配者の本人特定事項については、<u>本人確認書類又はその写しによる確認が必要となることに留意すること。</u></p> <p>(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行規則第13条第3項、<u>パプコメ No. 96</u></p>	<p>【改訂要領】</p> <p>・実施的支配者の確認方法について、法第4条第2項の規定に該当する場合においても、顧客の申告による確認となったことに伴う内容変更。</p>
36 資産及び収入の状況の確認		
37 EDINET による資産及び収入の状況の確認		
38 民間のデータベースによる資産及び収入の状況の確認		
39 配偶者の資産・収入の状況に関する書類による確認		
40 「200万円」の評価方法		
41 「厳格な顧客管理を行う」ことを顧客に告げること		

案	現行	備考
<p>顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引</p> <p>【新12】顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引</p> <p>Q 取引時確認が求められる「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」とは、どのような取引か。</p> <p>A 「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」には、「疑わしい取引」及び「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」が該当する。そのような取引は、通常取引時確認の対象取引以外の取引であっても、特定取引に該当することになり、取引時確認が必要となる。なお、既に取引時確認済みの顧客等であっても、その後、顧客管理を行う中で「特別の注意を要する取引」に該当すると判断した場合、再度の取引時確認が必要となる。</p> <p>「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するか否かは、取引を行う際に確認する必要がある。「疑わしい取引」に該当するか（疑わしい点がないか）の判断目安については、Q〇〇を参照。また、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」については、例えば以下のような場合には、「疑わしい取引」に直ちに該当するとは言えないまでも、取扱金額、顧客等の態度、取引の目的・動機、取引頻度等から、典型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるものと判断される可能性がある。例えば以下のようなケースでは、非勧誘取引を含めて注意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引目的が安定重視の顧客は、一般的にリスクの高い商品には投資しない又は投資しても少額であるにも関わらず、当該属性の顧客が、リスクの高い商品に多額の投資を行う場合 ○ 高齢顧客は、債券取引を行う場合であっても、一般的には5年～10年程度で償還をむかえる取引を行うにも関わらず、当該属性の顧客が、償還期限が30年以上の債券の購入を希望する場合 ○ 金融資産1,000万円程度の顧客は、一般的にはその資産の半分程度を複数銘柄に分けて投資を行うにもかかわらず、資産のほとんどを一銘柄に投資する場合 <p>なお、一見すると、「疑わしい取引」、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当するように思える場合であっても、取引に合理性や必然性が認められれば、取引時確認の対象とはならない。</p> <p>(関係法令条文等) 施行令第7条第1項、第13条第2項、施行規則第5条第1項第4号、パブコメ No. 56～58 (平成27年)</p>	<p>(新設)</p>	<p>【改訂要領】</p> <p>・平成27年改正により、顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引が新設されたため、QAを新設。</p>

案	現行	備考
<p>【新 13】 疑わしい取引</p> <p>Q 「疑わしい取引」と「『疑わしい取引の届出』を要する取引」とは同一であるのか。また、「疑わしい取引」において、事業者の判断で取引時確認を行う場合又は行わない場合、事業者の当該判断（＝取引時確認を行うかどうか）について記録を残すことは必要か。</p> <p>A 「疑わしい取引」とは、通常は取引時確認の対象外の取引であっても、疑わしい点があれば、取引時確認を行わなければならないといった取引時確認の対象範囲に関する取引である。一方、「『疑わしい取引の届出』を要する取引」とは、取引時確認の実施等に関わらず、取引に疑わしい点があれば、疑わしい取引の届出を必要とする取引を指す。</p> <p>どちらも疑わしい点を確認することになるが、取引を行う際に確認する「疑わしい取引」に対し、事後的に検証を行う「『疑わしい取引の届出』を要する取引」では、時間軸が異なることから、両者は必ずしも一致するものではない。今回、新たに取引時確認が必要な取引として、「疑わしい取引」が規定されたが、「『疑わしい取引の届出』を要する取引」全部について取引時確認を義務付けられるものになった訳ではないことに留意する必要がある。なお、対象外の取引について、「疑わしい取引」とするか否か（取引時確認を実施するか否か）に関する事業者の判断について、特段の記録を作成・保存することは義務付けられていない。</p> <p>（関係法令条文等）施行令第 7 条第 1 項、第 13 条第 2 項、施行規則第 5 条第 1 号、第 16 条、第 17 条、パブコメ No. 4（平成 27 年）</p>	<p>（新設）</p>	<p>【改訂要領】</p> <p>・平成 27 年改正により、顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引として新設された「疑わしい取引」と「疑わしい取引の届出」の関係性についての Q A を新設。</p>
<p>【非対面取引について】</p> <p>【新 14】 新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止</p> <p>Q インターネット取引等の「非対面取引」は「犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」とされているが、新規口座開設時において、対面取引の場合の確認に加えてどのような点に留意すべきか。</p> <p>A インターネット取引等の非対面取引では、顧客が「なりすまし」等を行っているおそれに対面取引よりも大きいため、顧客との非対面性に考慮した適切な顧客管理を通じて取引の安全性及び市場の公正性を図るため、以下のような確認を行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設申込者に対して、本人確認書類の送付を依頼し、取引関係文書を転送不要で送付すること等により取引時確認を行う。 	<p>（新設）</p>	<p>【改訂要領】</p> <p>・犯罪収益移転危険度調査書において、「非対面取引」が高リスク取引に指定されたことを受け、なりすまし防止に関する Q A を新設。</p>

案	現行	備考
<p>・通常の取引時確認に加え、例えば、もう一種類の本人確認書類や本人確認書類以外の書類等を追加徴求する、または別途電話で確認するなど、二次的確認措置を図る等により、十分に注意を払う。</p> <p>【追加書類の例】</p> <p>①税の領収書又は納税証明書</p> <p>②社会保険料の領収書</p> <p>③公共料金の領収書</p> <p>④その他官公庁から発行された書類で氏名及び住居の記載があるもの</p> <p>・本人確認書類に疑義がある場合は、必要に応じて、例えば書留郵便による転送不要郵便等で、取引に係る文書を顧客宛送付するなどして、取引時確認を行う。</p> <p>(関係法令条文等) 法第4条第2項、施行令第14条、施行規則第6条、第7条</p>		
<p>【新15】 既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Q 既存顧客については、継続的にどのような「なりすまし」対策をすればよいか。</p> </div> <p>A 既存顧客に対する本人確認は、対面取引、インターネット等非対面取引のどちらにおいても重要である。取引の名義人になりすまして注文を行う顧客を排除することにより、市場の公正性を確保するとともに、証券会社等の損失の発生を未然に防止するための方策であり、適切な顧客管理及び自己防衛の観点から、以下のように行うことが望ましい。</p> <p>1. 全顧客を対象とした定期的な調査</p> <p><定期的な名寄せによる不審口座の抽出></p> <p>半期に一回以上（日次、週次、月次で行う方法を含む）の周期で全顧客を対象に名寄せ調査を行い、次のような口座を「なりすまし」の可能性のある口座として抽出する。</p> <p>①設置型電話番号が同一の口座</p> <p>②Eメールアドレスが同一の口座</p> <p>③携帯電話番号が同一の口座</p> <p>・このような口座のうち、住所や姓が異なったり、IPアドレスが同一である口座については「なりすまし」の可能性が高いため、特に慎重な確認が必要であると考えられる。</p> <p>・「なりすまし」の有無の確認に際しては、取引実態を把握する他、本人しか知り得ない情報を電話等で聴取することで口座名義人本人の取引であるか調査する等が考えられる。</p> <p>・特にインターネット取引等の非対面取引は対面取引と比べて「なりすまし」のおそれが高いため、本人しか知りえない情報の確認の際にも複数の事柄を確認するなど、必要十</p>	<p>(新設)</p>	<p>【改訂要領】</p> <p>・犯罪収益移転危険度調査書において、「非対面取引」が高リスク取引に指定されたことを受け、当該リスクを低減する施策として、なりすまし調査に関するQAを新設。</p>

案	現行	備考
<p><u>分な確認をすることが望ましい。</u></p> <p>2. <u>特定の顧客を対象とした随時の調査</u> <u><取引の異常値による不審口座の抽出></u> <u>以下のような基準を各社で定め、売買審査等において不自然な取引が行われている不審な口座が発見した場合は、1. と同様に取引実態の把握や「なりすまし」有無の確認等を行う。また、特にインターネット取引等の非対面取引は、対面取引よりも「なりすまし」のおそれが高いため、顧客の投資経験、知識、資産状況等の属性を適切に把握して不自然な取引の発見の一助とできるように、顧客カードの整備等がいつそう強く求められると考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・株式取引における特定銘柄への集中度が高い口座</u> <u>・複数の口座において、同一期間に同一銘柄を売買している口座</u> <u>・多額または不自然に分割された入金や売却代金出金が行われている口座</u> <u>・取引の金額や回数等が不自然に急激に増えた口座</u> <u>・IPアドレスに不審な点が認められる口座</u> <u>・振込元銀行口座と名義人が異なる口座（※）</u> <p><u>※振込元銀行口座からの振込を口座へ即時に反映するサービスを提供する際は、振込依頼人名義と口座の名義人の一致を確認せずに口座への反映を行わないように留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・特定の銘柄について売買関与率の高い口座</u> <p>3. <u>「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合の調査</u></p> <p><u>1. 2. の確認をしても、「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合は、法第4条第2項に規定する口座開設時に行った本人確認方法とは異なる方法（異なる書類を用いる）により本人確認を改めて行う。</u></p> <p><u>このとき、本人と連絡が取れなかったり、異なる書類の提示を拒まれる等により、上記の本人確認を改めて行うことができない場合は、取引時確認未実施の顧客となるため、当該確認により「なりすまし」取引ではないことが確認できるまでは、当該顧客との取引を停止する。</u></p> <p><u>また、当該顧客の口座において、200万円を超える財産の移転を伴う取引が行われようとする場合（1回当たりの取引金額を減少させるために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考える必要がある）には、上記の異なる方法による本人確認に加えて、「疑わしい取引の届出」を行うかどうかの判断に必要な限度において、資産及び収入の状況についても確認を行う。</u></p>		

案	現行	備考
<p>※なりすまし調査における疑わしい取引の届出については、「会員の疑わしい取引の届出に関する考え方」を参照すること。</p> <p>(関係法令条文等) 法第4条第2項、施行令第14条</p>		
<p>【疑わしい取引の届出】</p> <p>【新16】疑わしい取引の届出の判断方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q 疑わしい取引に該当するかどうかを判断する項目として、「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」とあるが、どのようなことを行えばよいか。</p> </div> <p>A 疑わしい取引の届出に関する判断方法について、従来の犯収法においては、「取引時確認の結果その他の事情を勘案して」とされていたが、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しつつ、疑わしい取引に該当するかの判断の項目として「一般的な取引の態様との比較」等の判断項目が法定化された。当該判断項目の法定化に伴い、マネー・ローンダリングの防止の観点からの取引モニタリングが必要になった。</p> <p>具体的には、以下の観点から疑わしい取引に該当するかを判断していくこととなる。</p> <p>①営業員等が顧客等の取引等の際、疑わしい点がないか疑わしい取引の参考事例及び以下の確認の観点を確認する。</p> <p>⇒少しでも疑わしい点があれば、内部管理責任者等に相談することを営業員等に周知することが必要である。</p> <p>②顧客の取引等に関して、疑わしい取引の参考事例及びマネー・ローンダリング防止の観点から取引のモニタリングを行う。取引モニタリングについては、例えば、顧客属性（金融資産・収入）からみて、高額な取引を行っていないか等のモニタリングを行うことが考えられる。また、一定基準の取引に関して、異常値を探知させるような社内システムの構築による確認も想定される。</p> <p>【確認の観点】</p> <p>①一般的な取引の態様との比較⇒他の顧客等との間で通常行う取引の態様に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多額の現金又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引 ・公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合 等 	<p>(新設)</p>	<p>【改訂要領】</p> <p>・平成27年改正により、疑わしい取引の届出の判断方法等について新設されたことに伴い受け、疑わしい取引の届出に関するQAを新設。</p>

案	現行	備考
<p>②顧客との過去の取引との比較⇒顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様に照らしてマネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。</p> <p>・通常は取引がないにも関わらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引</p> <p>・契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引 等</p> <p>③取引時の確認との整合性</p> <p>・架空名義又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資</p> <p>・住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資 等</p> <p>((関係法令条文等) 法第8条第2項、施行規則第26条、第27条、パブコメ No. 156、158、160 (平成27年))</p>		
<p>【新17】新規顧客の取引について</p> <p>Q 新規顧客との取引において、疑わしい取引に該当するか判断する際に留意すべき点は。</p> <p>A 新規顧客において、疑わしい取引に該当するかどうかを判断する際には、Q〇〇の疑わしい取引の届出の判断方法に基づき、判断することとなるが、「顧客との過去の取引との比較」については確認することが不可能であり、確認の必要はない。</p> <p>((関係法令条文等) 法第8条第2項、施行規則第26条、第27条第1号、パブコメ No. 159 (平成27年))</p>		<p>【改訂要領】</p> <p>・平成27年改正により、疑わしい取引の届出の判断方法等について新設されたことに伴い、疑わしい取引の届出に関するQAとして「新規顧客」に関するQAを新設。</p>
<p>【新18】継続取引について</p> <p>Q 既存顧客との取引において、疑わしい取引に該当するか判断する際に留意すべき点は。</p> <p>A 既存顧客との取引について、疑わしい点があるかどうかの確認を行うにあたって、は、新Q16の「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の確認に加え、当該顧客の確認記録及び取引記録の精査を行う必要がある。</p>		<p>【改訂要領】</p> <p>・疑わしい取引の届出の判断方法等について新設されたことに伴い、疑わしい取引の届出に関するQAとして「既存顧客」に関するQAを新設。</p>

案	現行	備考
<p>具体的には、以下の確認を行うことが考えられる。</p> <p>【確認記録の精査】</p> <p>・顧客の確認記録に基づき、属性の変化（外国PEPsや反社会的勢力等への該当性）がないかの確認</p> <p>＜確認方法＞</p> <p>顧客との取引の都度、精査する必要までではなく、新たな情報を得た場合に全ての顧客と照合することや、定期的な既存客のスクリーニングを行う方法が考えられる。</p> <p>【取引記録の精査】</p> <p>・顧客の取引記録に基づき、疑わしい点がないかのモニタリングによる確認</p> <p>＜確認方法＞</p> <p>顧客の取引に関して、一定の抽出基準で抽出し、顧客へのヒアリング等を通じて確認を行う。</p> <p>例えば、休眠顧客等（取引が頻繁でない顧客）が急に頻繁に取引を行う等、取引頻度の急激に変化した顧客等を抽出しその売買理由等の確認を行うこと等が考えられる。</p> <p>（関係法令条文等）法第8条第2項、施行規則第27条第2号、パブコメ No.162（平成27年）</p>		
<p>【新19】高リスク取引について①</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Q 高リスク取引とはどのような取引が該当するのか</p> </div> <p>A いわゆる高リスク取引とは、施行規則第27条第3号において規定されている以下のような取引を指す。</p> <p>① 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引（法第4条第2項前段に規定するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の取引時確認（関連取引時確認）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引 ・ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引 ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域（イラン・北朝鮮）に居住し又は所在する顧客等との取引（Q●●参照） ・ 外国PEPsとの間で行う取引（Q●●参照） <p>② 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引（施行規則第5条に規定するもの）</p>	<p>（新設）</p>	<p>【改訂要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪危険度調査書が新設され、当該調査書を受けて高リスク取引について、所要の対応が必要になったことに伴い、高リスク取引に関する定義のQAを新設

案	現行	備考
<p>・疑わしい取引 (Q●●参照)</p> <p>・同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引 (Q●●参照)</p> <p>③ <u>上記以外で犯罪収益移転危険度調査書 (以下調査書) において、注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客との間で行うもの</u></p> <p>④ <u>調査書の内容を勘案して、犯罪収益移転の危険性が高いと認められるもの</u></p> <p>・反社会的勢力・非対面取引 等</p> <p>(関係法令条文等) 法第4条第2項、第8条第2項、施行規則第5条、第27条第3号、パ ブコメ No.164~167 (平成27年)</p>		
<p>【新20】高リスク取引について②</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q 高リスク取引について、どのようなことを行う必要があるのか。</p> </div> <p>A 高リスク取引に該当する場合は、以下の確認が必要となります。</p> <p>①「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の観点から疑わしい点がないかを確認 (Q●●参照)</p> <p>②顧客の確認記録及び取引記録の精査を実施 (Q●●参照)</p> <p>③顧客等に対して、質問等を行うといった必要な調査を実施 (顧客等又は代表者に対する質問の他、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた事項の真偽を確認するためにインターネット等を活用して、追加情報を収集することが想定される)</p> <p>④統括管理する者が上記を踏まえ、疑わしい点がないのか確認し、取引を実施する場合は、統括管理者が犯罪収益移転危険度調査書のリスク要因の理由等を踏まえ、取引の可否を判断し、承認すること。</p> <p>ただし、上記について、高リスク取引全てにおいて行うことが必要ではない。例えば非対面取引においては、①及び②についてモニタリングを行い、③及び④については、一定の抽出基準を定め、当該抽出対象顧客について確認を行うことが考えられる。</p> <p><u>抽出基準例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定銘柄への集中度が高い口座 ・複数の口座において、同一期間に同一銘柄を売買している口座 ・多額または不自然に分割された入金や売却代金出金が行われている口座 ・取引の金額や回数等が不自然に急激に増えた口座 ・過去不公正取引を行った疑念のある口座 	(新設)	<p>【改訂要領】</p> <p>・犯罪危険度調査書が新設され、当該調査書を受けて高リスク取引について、所要の対応が必要になったことに伴い、QAを新設</p>

案	現行	備考
<p>・過去取引に関するトラブルがあった口座</p> <p>・成年後見人口座であるにも関わらず頻繁に売買を繰り返す口座</p> <p>(関係法令条文等) 法第4条第2項、第8条第2項、施行規則第5条、第27条第3号、パ ブコメ No. 164～167 (平成27年)</p>		
<p>【新21】 疑わしい取引の届出 (個人番号カード)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Q 取引時確認の本人確認書類として個人番号カードを使用した場合には、疑わしい取引の届出において「書類番号」をどのように記載すればよいか。</p> </div> <p>A 個人番号を記録することは番号法上認められないことから、「書類番号」欄は空白で記載する。なお、本人確認書類の種別の記載は1種類と限定されていないことから、その他の本人確認書類での取引時確認を行っている場合には、当該書類について書類番号の記載が必要となる。</p> <p>(関係法令条文等) 法第8条第2項、パブコメ No. 152 (平成27年)</p>	(新設)	<p>【改訂要領】</p> <p>・個人番号カードが本人確認書類に追加されたことに伴い、個人番号カードを本人確認書類として使用した場合の疑わしい取引の届出への記載方法についてのQAを新設。</p>

第2回目 目標 (ここまで)